

特集号

7 | 7

平成27年(2015)

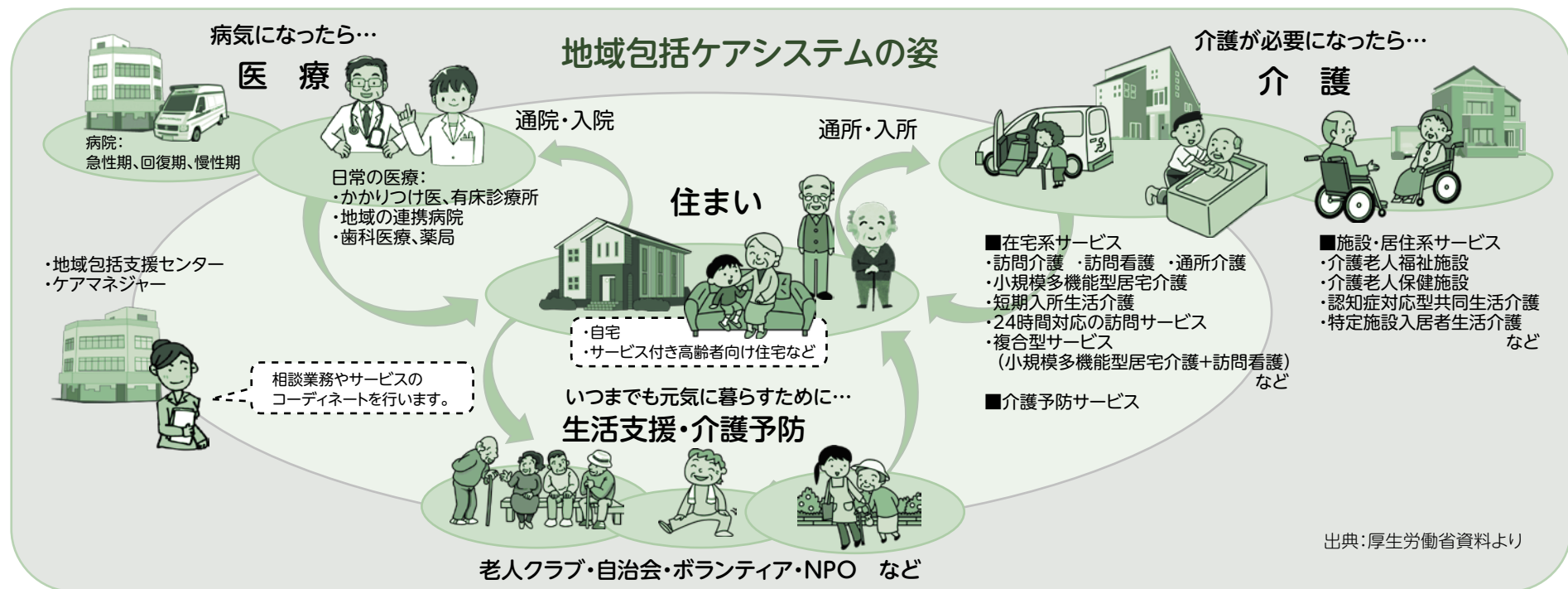
# 北区ニュース

介護保険  
特集号

## 介護保険制度が変わります

平成26年6月に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（医療介護総合確保推進法）」が成立し、介護保険法が改正され、平成27年度から順次施行されます。

この改正では、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを一体的に提供する「地域包括ケアシステムの構築」と、保険料の上昇をできる限り抑えるため、所得や資産のある方の利用者負担を見直す「費用負担の公平化」が大きな柱となっています。



出典:厚生労働省資料より

### I 地域包括ケアシステムの構築に向けて

地域包括ケアシステムとは、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが包括的・継続的に提供される体制をいいます。

区では、地域包括ケアシステムの実現に向けて、これまでの取組実績や「長生きするなら北区が一番」研究会の検討結果などを踏まえ、優先的かつ早期に実現を目指す事項として、次の(1)から(3)の3項目を重点的に取り組みます。

図1 地域包括ケアシステムにおける「5つの構成要素」

「介護」、「医療」、「予防」という専門的なサービスと、その前提としての「住まい」と「生活支援・福祉サービス」が相互に関係し、連携しながら在宅の生活を支えています。



出典:平成25年3月 地域包括ケア研究会報告書より

#### サービスの充実

##### (1) 在宅医療・介護連携の推進【2面】

介護が必要になっても、身近な地域で安心して健康や病気に関する相談や治療が受けられるよう、かかりつけ医・歯科医・薬局の定着を図るとともに、介護と医療の連携体制を強化することで、地域包括ケアの充実を図ります。

##### (2) 認知症施策の推進【2面】

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりに向けて、「本人と家族への支援」「認知症高齢者を見守る地域への支援」の3つの視点から総合的に取り組むとともに認知症ケアパスを作成し、活用していきます。

#### 認知症ケアパスとは？

認知症の方の状態に応じた適切なサービス提供の流れについて、具体的なイメージを持てるように、認知症の方の生活機能障害の進行にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのかを示したものです。

##### (3) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

区が中心となり、元気な高齢者をはじめ、住民が担い手として参加する住民主体の活動や、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、シルバー人材センターなどの多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進していきます。

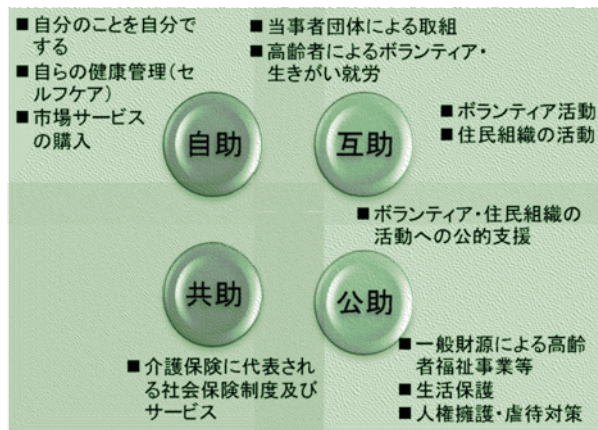
#### 重点化・効率化

##### (1) 特別養護老人ホームの新規入所者対象要件の見直し【3面】

##### (2) 介護予防サービス（要支援の方の訪問介護及び通所介護）の見直し【4面】

図2 「自助・互助・共助・公助」からみた地域包括ケアシステム

「自助」とは「自分のことを自分でする」こと以外に自費で一般的な市場サービスを購入するという方法も含まれ、「共助」とは介護保険などリスクを共有する仲間(被保険者)の負担、「互助」とは相互に支え合っているという意味で「共助」と共通点がありますが、費用負担が制度的に裏付けられていない自発的なもの、「公助」とは税による公の負担をいいます。これら4つの助けを組み合わせ、「住まい」「生活支援・福祉サービス」「医療」「介護」「予防」の面で相互に支え合うことによって、地域包括ケアシステムが実現されます。



出典:平成25年3月 地域包括ケア研究会報告書より



表4 第1号被保険者の所得段階別保険料額

第6期(平成27~29年度) 基準年額:65,257円(月額:5,438円)		
所得段階 保険料率	対象となる方	保険料年額
第1段階 (軽減前) ×0.5 【軽減後】 ×0.45	・生活保護を受けている方 ・高齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	(軽減前) 32,600円  【軽減後平成 27・28年度】 29,366円
第2段階 ×0.66	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円以下の方	43,100円
第3段階 ×0.72	世帯全員が住民税非課税で、第1段階及び第2段階以外の方	47,000円
第4段階 ×0.86	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	56,100円
第5段階 ×1.0	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税で、第4段階以外の方	65,300円
第6段階 ×1.2	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が、125万円以下の方	78,300円
第7段階 ×1.35	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が、125万円を超えて200万円未満の方	88,100円
第8段階 ×1.6	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が、200万円以上300万円未満の方	104,400円
第9段階 ×1.7	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が、300万円以上500万円未満の方	110,900円
第10段階 ×2.0	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が、500万円以上800万円未満の方	130,500円
第11段階 ×2.2	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が、800万円以上1,100万円未満の方	143,600円
第12段階 ×2.5	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が、1,100万円以上1,500万円未満の方	163,100円
第13段階 ×2.8	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が、1,500万円以上2,000万円未満の方	182,700円
第14段階 ×3.1	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が、2,000万円以上の方	202,300円

※保険料年額は、保険料基準額(年額)×保険料率で算定後、100円未満の端数について四捨五入した金額(第1段階を除く)

●**基金の取り崩しにより保険料の上昇を緩和しました**  
区に設置されている介護保険給付費準備基金の一部(6億円)を取り崩し保険料上昇緩和に活用し、また、より所得状況に応じた保険料設定とするため、第5期の10段階(12区分)から14段階(14区分)に変更しました。これにより、介護保険料基準年額は65,257円(月額:5,438円)となりました。

この基準年額をもとに各段階の比率を乗じて、保険料を算定しました(表4)。

●**新たな公費負担により低所得者の保険料を軽減します**

介護保険制度の改正により、公費を投入して、第1~第3段階の保険料負担の軽減を行います。なお、平成27・28年度は第1段階のみ、平成29年度は第1~第3段階について実施する予定です(表5)。

問 介護保険課 介護保険料係 ☎(3908)1285

表5 公費投入による介護保険料の軽減

所得段階		軽減前	軽減後	
			平成27・28年度	平成29年度(予定)
第1段階	保険料率	0.5	0.45	0.3
	保険料額	32,600円	29,366円	19,578円
第2段階	保険料率	0.66	0.66	0.5
	保険料額	43,100円	43,100円	32,629円
第3段階	保険料率	0.72	0.72	0.7
	保険料額	47,000円	47,000円	45,680円

- ③住民税が課せられている方の扶養を受けていないこと
- ④保険料を滞納していないこと

●**介護保険料・利用者負担の減免**

災害などの特別な事情があると認められた方や、福島第一原子力発電所事故に伴う帰還困難区域などから転入した方は、保険料の徴収猶予や減免及び利用者負担の減免が受けられることがあります。

問 介護保険課

保険料について

介護保険料係 ☎(3908)1285

利用者負担について

給付調整係 ☎(3908)1286

## I 地域包括ケアシステムの構築に向けて

区の取り組みを紹介します。

### 在宅介護・医療連携の推進

【事業内容】

- ア. 医療社会資源調査の実施
- イ. 在宅介護医療連携推進会議の開催
- ウ. 在宅療養相談窓口の設置
- エ. 介護医療連携共通シートの活用
- オ. 多職種連携研修会の実施(写真1)
- カ. 安心して在宅療養を行うための環境整備
- キ. 地域住民への普及啓発
- ク. 二次保健医療圏内の連携
- ケ. 高齢者あんしんセンターサポート医事業の推進(写真2)



写真1 多職種連携研修会の様子

### 認知症施策の推進

【事業内容】

1. 認知症予防・早期診断・早期対応のための体制整備
  - ア. 認知症に関する介護予防の推進
  - イ. 認知症初期集中支援チームの整備
2. 身近な地域での相談・交流の場の整備
  - 介護者だけでなく、認知症の方や地域で生活する誰もが参加できる交流の場として認知症カフェ「オレンジカフェきたい〜な」を共通名称として、高齢者あんしんセンター圏域に順次開設していきます(写真3)。
3. 地域での生活を支える介護サービスの構築
  - ア. 認知症ケアパスの作成・活用
  - イ. 介護・医療関係者などの円滑な連携
4. 地域での生活を支える医療サービスの構築
5. 地域における支援の担い手の育成
  - ア. 認知症サポーター養成講座・交流会の開催
  - イ. 地域で認知症の方を支える活動団体への支援
  - ウ. 認知症地域支援推進員の配置
  - エ. 高齢者の虐待防止などの権利擁護の取組の推進



写真2 高齢者あんしんセンターサポート医事業



写真3 認知症カフェ「オレンジカフェきたい〜な」

問 介護医療連携推進・介護予防担当課

☎(3908)9083



認知症サポーター  
キャラバンのマスコット  
「ロバ隊長」



介護予防教室の様子

## 日常のちょっとした工夫で実践! 介護予防

### 1. 早歩き30分で足腰強化

早歩き(会話はできるが息がはずむ速さ)で1回5分以上は休まずに歩きましょう。体操も効果的です。

### 2. 毎日3食をバランスよく

肉、魚、チーズやヨーグルトなどの乳製品、卵などの動物性たんぱく質を十分に、サラダ油などの油脂類も適度に摂りましょう。

### 3. パタカラ体操で誤嚥(ごえん)予防

食べ物を飲み込むときの口や舌の動きと同じパタカラ発音を5回ずつしましょう。  
例)パタカラ パタカラ カカカカ

### 4. 外出は健康長寿の秘薬

外出を楽しみましょう。家庭や地域で役割を担い、家族、友人、仲間、地域の方などとの交流を心がけましょう。

### 5. 脳の活性化で認知症予防

野菜・果物・魚介類の豊富な食事や1日30分間の早歩きなどの有酸素運動、日記を書く、お茶飲み会などで楽しく脳トレしましょう。

### 6. 尿漏れサヨナラ骨盤底筋体操

尿漏れ予防に! はじめましょう。

①息を止めずに、肛門と膣(女性の場合)、尿道を「尿を我慢する感じで」キュッと締め、すぐゆるめます。これを10回行います。

②息を止めずにゆっくり締め、そのままゆっくり5つ数え、ゆっくりと肛門と膣をゆるめます。これを10回行います。①②を毎日3セット行います。

問 介護医療連携推進・介護予防担当課

☎(3908)9017(介護予防担当)



## Ⅱ 費用負担の公平化

一定以上の所得がある方の自己負担が2割になります【平成27年8月から】

介護サービスを利用した場合は、費用の一部を利用者が負担し、残りは介護保険から支給されています。平成27年8月から、65歳以上で一定以上の所得のある方の自己負担が、これまでの1割から2割になります。

なお、利用者の負担額には、月額の上限額があるため、2割負担の方全員の負担が2倍になるわけではありません【高額介護(予防)サービス費参照】。

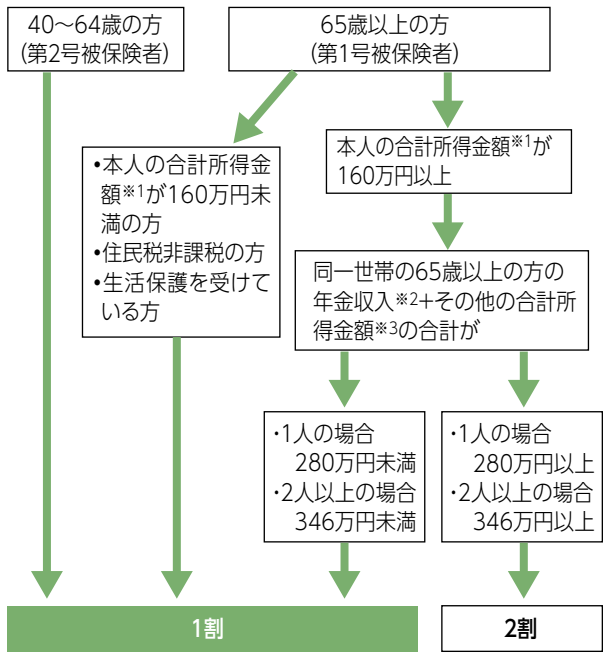
### ●2割負担となる方(図3)

対 次の①②すべてに該当する方

- ①本人の合計所得金額\*1が160万円以上
- ②同一世帯の65歳以上の方の年金収入\*2と「その他の合計所得金額\*3」の合計が、1人の場合280万円以上、2人以上で346万円以上

なお、負担割合は個人ごとに決まるので、同じ世帯でも負担割合が異なる場合があります。

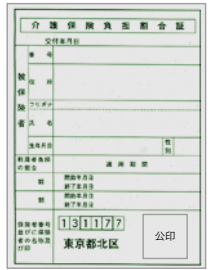
図3 利用者負担の判定の流れ



※1 合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額  
 ※2 年金収入には非課税年金(障害年金・遺族年金)は含まれません  
 ※3 その他の合計所得金額とは、合計所得金額から、年金の雑所得を除いた金額

### ●介護保険負担割合証を発送します

要介護(要支援)認定を受けている方全員に、利用者の負担割合が記載された介護保険負担割合証を7月23日(木)に発送します。有効期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間です。負担割合は前年の所得に応じて決まるため、毎年交付します。



(用紙は桃色です)

今後、介護サービスを利用するときは、負担割合

### 特別養護老人ホームに入所できるのは原則として要介護3以上となります【平成27年4月から】

特別養護老人ホームへの新規入所者を原則、要介護3以上の高齢者に限定し、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化します(すでに入所している方は除きます)。

なお、要介護1・2の高齢者であっても、やむを得ない事情により、特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、特例的に入所が認められます。

#### 特列入所の要件

1. 認知症であることにより、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁

にかかわらず、介護保険負担割合証と介護保険被保険者証と一緒に、サービス事業者または施設の窓口に提示してください。

問 介護保険課介護保険料係 ☎(3908)1285

### 高額介護(予防)サービス費の自己負担限度額が変わります【平成27年8月から】

高額介護(予防)サービス費とは、要介護(要支援)者が居宅サービスや施設サービスなどに対して支払った1カ月の自己負担額が限度額を超えた場合に、その超えた額を申請により支給する制度です。

今回の改正では、同一世帯内に現役並み所得相当(課税所得145万円以上)の65歳以上の方がいる場合に、その世帯の自己負担限度額(月額)が37,200円から44,400円に引き上げられます(表1)。ただし、同一世帯内にいる65歳以上の方の収入の合計が520万円(世帯に65歳以上の方が本人のみの場合383万円)に満たない場合には、あらかじめ申請することで自己負担限度額(月額)は37,200円になります。対象の方には、介護保険課から「基準収入額適用申請書」を7月上旬にお送りします。

問 介護保険課給付調整係 ☎(3908)1286

表1 高額介護(予防)サービス費の自己負担限度額

区分	自己負担限度額(月額)
現役並み所得相当の方【新設】	44,400円
住民税課税世帯の方	37,200円
住民税非課税世帯の方	24,600円
・合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	24,600円(世帯)
・老齢福祉年金を受けている方	15,000円(個人)
生活保護を受けている方	15,000円

### 食費・居住費の負担軽減の基準が変わります【平成27年8月から】

介護保険施設(地域密着型も含む)または短期入所生活介護・短期入所療養介護(ショートステイ)を利用する場合、食費・居住費(滞在費)負担額が申請により軽減されます(表2)。

対 次の①~③すべての条件を満たす方(②③の条件が新たに追加されます)

- ①住民税非課税世帯であること
- ②世帯分離している(住民票上の世帯が異なる)場合、配偶者が住民税を課税されていないこと
- ③現金、預貯金、有価証券等の資産の合計額が夫婦で2,000万円以下、単身で1,000万円以下であること

表2 食費・居住費(滞在費)の自己負担限度額(日額)

区分	食費	居住費(滞在費)			
		従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型準個室
第1段階 ・住民税非課税世帯で老齢福祉年金を受けている方 ・生活保護を受けている方	300円	490円 (320円)	0円	820円	490円
第2段階 住民税非課税世帯で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	390円	490円 (420円)	370円	820円	490円
第3段階 住民税非課税世帯で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	650円	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円
基準額(国が示した標準的な金額)	1,380円	1,640円 (1,150円)	370円※	1,970円	1,640円

( )の金額は、特別養護老人ホーム(地域密着型も含む)に入所または短期入所生活介護を利用した場合の額  
※平成27年8月から特別養護老人ホーム(地域密着型も含む)の多床室が840円になります。

に見られ、在宅生活が困難な状態である

2. 知的障害・精神障害などを伴い、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さなどが頻繁に見られ、在宅生活が困難な状態である

3. 家族などによる深刻な虐待が疑われるなどにより、心身の安全・安心の確保が困難な状態である

4. 単身世帯である、同居家族が高齢または病弱であるなどにより、家族などによる支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が十分に認められないことにより、在宅生活が困難な状態である

問 高齢福祉課王子高齢相談係

☎(3908)9083

申請後、対象の方には、「負担限度額認定証」を交付します。

問 介護保険課給付調整係 ☎(3908)1286

### 特別養護老人ホームの多床室に入所する方の居住費が変わります【平成27年8月から】

特別養護老人ホームの多床室に入所する方(ショートステイ利用者を含む)のうち、住民税課税世帯の方などについては、新たに「室料相当」を負担していただくこととなります(基準額は370円から840円に変わります)。

具体的な居住費(滞在費)については、施設と入所者の方などの契約事項となりますので、個別に各施設にお問い合わせください。

※低所得の方で負担限度額認定証をお持ちの方は表2を参照ください。

問 介護保険課給付調整係 ☎(3908)1286

### 65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料が決まりました

介護保険料は介護保険事業計画に基づき、3年ごとに見直され、平成27年度からは第6期(平成27~29年度)の新しい保険料になりました(表4)。

※平成27年度の介護保険料納入通知書は、7月9日(木)に発送します。

### ●65歳以上の方の保険料負担割合

介護保険は1割(一定以上の所得のある方は2割)の自己負担で介護サービスが使える社会保障制度です。残りの9割または8割は介護保険財源によりまかなわれ、この介護保険財源は、40歳以上の方の保険料と国・都・区による公費から成り立っています。保険料負担の割合は、全国の人口比率により定められ、65歳以上の方は全体の22%を負担します。

### ●介護を必要とする方が増えています(表3)

高齢者人口の増加に伴い、介護サービスを利用する方が増えています。このため、介護給付額も第6期は、第5期(平成24~26年度)より91億円増加し、769億円となる見込みです。

表3 65歳以上の人口に対する認定率(第4・5・6期各最終年の統計)

	平成23年	平成26年	平成29年(推計)
要介護・要支援認定者数	13,979人	16,483人	18,554人
高齢者人口(65歳以上)	79,515人	83,335人	86,608人
認定者数の割合	17.6%	19.8%	21.4%

### 保険料の納付などが難しいときはご相談ください

#### ●介護保険料の減額(区独自制度)

生活困窮のため介護保険料の納付が困難な場合は、申請により保険料が減額されることがあります。

対 平成27年度の介護保険料所得段階が第1段階(老齢福祉年金受給者のみ)、第2段階、第3段階で次の①~④のすべてに該当する方

- ①世帯の実月収額が生活保護基準の1.15倍以下であること(生活保護基準は、年齢・世帯状況により異なります)
- ②世帯全員が次の資産を所有していないこと

- ・居住用以外の土地・家屋
- ・300万円以上の預貯金、国債など(世帯全員の合計額)



介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)【平成28年4月実施予定】

前期高齢者(65歳~74歳)は、後期高齢者(75歳以上)に比べて要介護(要支援)認定を受けている方が比較的に少ない傾向にあります。元気な高齢者が社会参加できる機会を増やしていくことは、介護予防につながるだけでなく、支援を必要とする高齢者の支え手としても期待されます。

また、要支援状態にある高齢者のなかには、掃除や買い物などの生活行為の一部が難しくなっている一方で、排せつ、食事など身の回りの生活行為は自立している方もいます。

このような高齢者の状態を踏まえると、支援する側とされる側という画一的な関係性ではなく、地域とのつながりを維持しながら、有する能力に応じた柔軟な支援が提供されることで、自立意欲の向上やより良い地域づくりにつながっていくと考えられます。

そのため、これまで予防給付として提供されていた「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」を地域支援事業へ移行し、高齢者自身の能力を最大限に活かしつつ、NPOや住民などが参画する多様なサービスを総合的に提供可能な仕組みに見直します(図4)。

問 日常生活支援総合事業担当 ☎(3908)1158  
(高齢福祉課高齢福祉係)

図4 現行と見直し後の介護保険制度

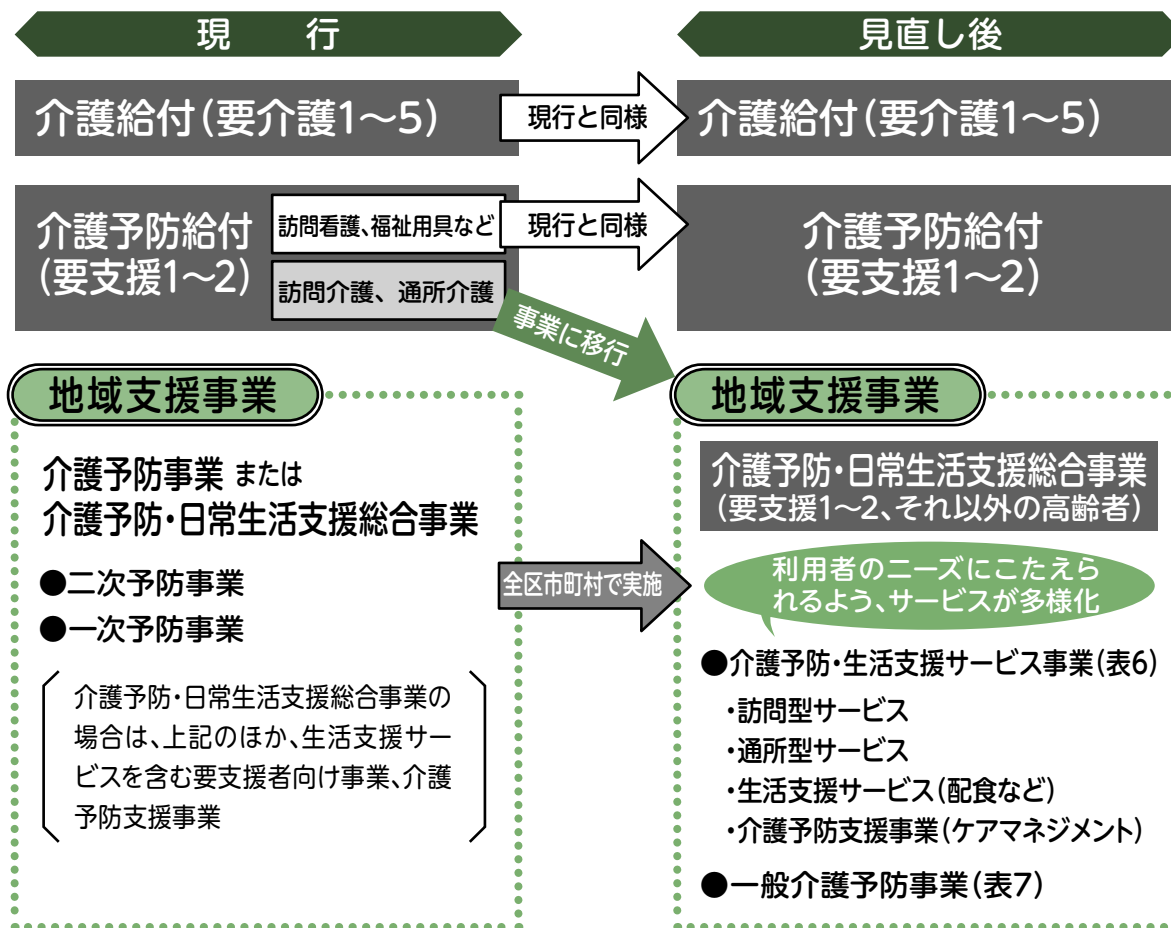


表6 主な介護予防・生活支援サービス事業(平成28年4月実施予定)

事業	内容	サービス提供主体	
訪問型サービス	現行の訪問介護相当のサービス	訪問介護員による生活援助・身体援助	訪問介護事業者
	緩和した基準によるサービス	雇用労働者による生活援助など	訪問介護事業者、NPO、その他の民間事業者など
	住民主体によるサービス	住民主体の自主活動として行う生活援助など	ボランティア主体
通所型サービス	現行の通所介護相当のサービス	通所介護事業者による通所介護と同様のサービス	通所介護事業者
	緩和した基準によるサービス	高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資する通所事業	通所介護事業者、NPO、その他の民間事業者など
	住民主体によるサービス	住民主体による自主的な集いの場づくり	ボランティア主体
介護予防支援事業	訪問型・通所型サービスなどを適切に提供するためのマネジメント支援	高齢者あんしんセンター	

表7 一般介護予防事業(平成28年4月実施予定)

事業	内容
介護予防把握事業	地域の实情に応じて収集した情報などの活用による、閉じこもりなどの何らかの支援を要する方の把握
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発
地域介護予防活動支援事業	地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援(介護予防リーダー養成など)
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況などの検証及び一般介護予防事業の事業評価
地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場などへのリハビリテーション専門職などの関与の促進

介護保険の申請・介護予防など、高齢の皆さんやそのご家族などの介護や暮らしに関するご相談は...  
お近くの **高齢者あんしんセンター(地域包括支援センター)** へお問い合わせください。

高齢者あんしんセンターは、高齢者の方が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていけるように、介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から総合的に支えるために設けられた施設です。

	名称	所在地	電話番号	FAX番号	担当地域
①	王子高齢者あんしんセンター (高齢福祉課王子高齢相談係)	王子本町1-15-22区役所第一庁舎1階	(3908)9083	(3908)1229	王子本町全域 岸町全域 滝野川4丁目 十条台全域
②	王子光照苑高齢者あんしんセンター	王子3-3-1	(3927)8899	(5902)7667	王子1~5丁目 東十条1~4丁目 神谷1丁目
③	豊島高齢者あんしんセンター	王子6-2-33-101	(6903)2712	(3914)8930	北区豊島全域 王子6丁目
④	十条高齢者あんしんセンター	上十条3-1-25帝京大学4号館1階	(5948)9981	(5948)9982	中十条1~3丁目 上十条1~4丁目 十条仲原1・2丁目
⑤	浮間さくら荘高齢者あんしんセンター	浮間3-11-26	(3558)3689	(3558)7988	赤羽北1・2丁目 浮間全域
⑥	桐ヶ丘やまぶき荘高齢者あんしんセンター	桐ヶ丘1-16-26	(5924)0152	(5924)0890	赤羽台全域 赤羽北3丁目 桐ヶ丘全域
⑦	西が丘園高齢者あんしんセンター	西が丘3-16-27	(5924)7715	(5924)7712	十条仲原3・4丁目 上十条5丁目 西が丘全域 赤羽西5・6丁目
⑧	清水坂あじさい荘高齢者あんしんセンター	中十条4-16-32	(5924)2025	(5924)2085	東十条5・6丁目 中十条4丁目 神谷2丁目 赤羽西1~4丁目
⑨	みずべの苑高齢者あんしんセンター	志茂3-13-5信濃ビル1階	(5941)6722	(5941)6723	神谷3丁目 志茂全域
⑩	赤羽高齢者あんしんセンター	赤羽南1-13-1赤羽会館6階	(3903)4167	(3903)4257	赤羽全域 岩淵町全域 赤羽南全域
⑪	滝野川西高齢者あんしんセンター	滝野川2-32-12滝野川病院5階	(5907)5816	(5907)5867	滝野川2・3・5~7丁目
⑫	飛鳥晴山苑高齢者あんしんセンター	西ヶ原4-51-1	(3940)9175	(3940)9176	滝野川1丁目 西ヶ原全域
⑬	滝野川はくちょう高齢者あんしんセンター	田端3-18-24介護老人保健施設はくちょう内	(3822)6080	(3822)6081	上中里1丁目 中里全域 田端全域
⑭	新町光陽苑高齢者あんしんセンター	田端新町2-27-16	(5855)1219	(5855)1217	上中里3丁目 昭和町全域 田端新町全域 東田端全域
⑮	上中里つづじ荘高齢者あんしんセンター	上中里2-45-2	(5390)6009	(5390)6007	堀船全域 栄町全域 上中里2丁目

①は午前8時30分~午後5時(休業日:土・日曜、祝日、年末年始) ②~⑮は午前9時~午後6時(休業日:日曜、年末年始)